

# 全国労働安全衛生センター連絡会議 第3回総会議案書

1991年6月21日(日)午前10時~12時/広島労働会館会議室

全国労働安全衛生センター連絡会議  
108 東京都港区三田3-1-3 MKビル3F労住医連気付  
TEL(03)5232-0182/FAX(03)5232-0183

# 1991年度活動報告案

1991年度は、全国安全センターの本格的な活動を始動する年となりました。第2回総会では、下記の重点課題を掲げました。①自主対応型の労働安全衛生活動(講座)の実践・普及、②労災補償制度改悪阻止の闘いの継続と制度改善に向けた取り組み、③アスベスト健康被害110番の実施と規制法制定の促進、④じん肺プロジェクトの発足、⑤「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成、⑥アジア等への情報発信(ニューズレター発行)と相互交流の促進、⑦地域センターの拡大、加盟促進と地域での相互交流・連携の促進、⑧賛助会員の大幅拡大、⑨「安全センター情報」の編集体制の確立と内容の充実。これらについては、かなり進められたものもあれば、全く手を付けられなかったものもありますが、以下、重点項目に留意しながら、91年度の活動をふりかえってみます。

## 1 地域センター

全国安全センターへの加盟団体は、第2回総会后、清水地区労働安全センター(静岡県)と福島県労働安全衛生センター(90年6月設立、オブ加盟)が加わり、現在19団体となっています。また、社団法人北海道労働災害・職業病研究対策センターの事務所と事務局長を北海道医療生協がになうことになったことにともない、同医療生協職業病相談室から職研センターとして全国安全センターに参加することになりました。

地域センター相互間の連携・交流としては、①熊本県労働安全衛生センター、旧松尾鉱山被害者の会(宮崎)、大分県勤労者安全衛生センター、鳥栖三養基地区労センター、エタニット互助会、白鳩病院(久留米)、秋津レークタウンクリニック(熊本)等が協力して行った日本エタニットパイプ鳥栖工場元労働者のじん肺・アスベスト検診(91年9月15日)、②日本エタニットパイプ元高松工場労働者・故谷口寿夫さんの悪性腹膜中皮腫労災認定への愛媛労災職業病対策会議、高知県労働安全衛生センター、香川県評センター、香川県建設労組等の協力(91年10月3日認定)、③アスベスト110番や個別労災認定問題での広島県労働安全衛生センターへの関西労働者安全センターの協力、④東京東部、三多摩、神奈川の3労災職業病センターで構成する東京労災職業病センター連絡会議による東京労働基準局交渉(91年12月3日)など、具体的課題を通じた取り組みが進められています。

91年6月15日には、富山県労働安全衛生センター(連合富山)が設立(富山県労協センターにあった富山県労働安全衛生センターは解散)、7月3日には、京都労働安全衛生連絡会議が設立されています。その他の地域でも、地域安全センターや医療機関を設立したいという相談がいくつか寄せられています。

また、連合が11月21-22日の第2回定期総会の運動方針で「労働安全衛生センター(仮称)」の設立を打ち出し、今年2月19日には、全国安全センターにも意見を求めに来られました。これには、事務局長が対応し、①全国各地の災害防止指導員や労災保険審査参与等の労働側医員の活用、活動の活性化、②労働行政の情報公開、民主化(部内限通達の廃止や中央労働災害防止協会等への労働側の参加問題等)、③組織労働者の中での自主対応型労働安全衛生活動の促進、あわせて④地方連合段階で安全センター組織の際は看板だけのものにしてほしくない旨、要望しておきました。

## 2 全国安全センター第3回総会議案

## 2 制度・政策

### ① あいつぐ法律や制度の改訂

労災補償や安全衛生関係をはじめ労働行政関連の法律・制度の新設や改訂が相次いでいます。全国安全センターとしては、現場の事実をもとに、これらの動きに対して可能な限りの働きかけを行うとともに、「法改正が行われてしまったら運動はおしまい」ではなく、政省令や行政通達段階まで監視し、現場でどのような運用がおこなわれていくかまで、フォローしていくようにしています。

労災保険法関係では、次のような動きがありました。改正労災保険法第3次分(特定農作業従事者の特別加入の新設)及び労働組合一人専従の特別加入の新設の91年4月施行(「安全センター情報」91年7・8月号参照、以下同じ)。第2次施行分の中の休業補償給付への年齢階層別最低・最高限度額の導入については、90年10月1日の施行日前に療養を開始した者については施行日に療養を開始したもののみなされ、それから1年6か月経過した92年4月1日から適用されています(90年11月号参照)。その他、介護料の改訂(91年4月から。91年9月号参照)、労災保険と自動車損害賠償責任保険の調整限度額の改正(自賠責保険による死亡・後遺障害1級の保険金額の2500万円から3000万円への引き上げ等の改正に伴う。91年4月1日以降発生 of 災害から適用、平成3年3月30日付基発第204号)など。

労働安全衛生法関係では、労働省は、ヒトに対して明らかに発がん性などが認められたものに対する規制(労働安全衛生法第55・56条の禁止・許可物質や特定化学物質等障害予防規則第38条の3の特別管理物質等)だけにとどまらず、将来問題になる可能性のあるものについても、指針・通達などによる行政指導で予防措置を講じていくこととしています。91年2月に「変異原性が認められた既存化学物質の取扱いについて(平成3年2月4日付基発第80号、48種類の化学物質。平成4年2月10日付基発第51号で4種類を追加)」、8月には「四塩化炭素による健康障害を防止するための指針」(91年12月号参照)が出され、今後も漸次行政指導の範囲が拡大される見込みです。また、90年に採択されたILO第170号条約(職場における化学物質の使用の安全に関する条約)を踏まえた化学物質等の危険有害性等の表示制度(安全データシートの導入等)が、今年度を準備期間として来年度から実施される予定になっています(近く指針が告示として発表)。

また、今通常国会には、建設業における労働災害防止対策の充実と「快適職場」形成促進を目的とした労働安全衛生法の改正案が提出されています。

労働時間法制関係では、91年4月1日からの週44時間労働時間制への移行(労基法第32条第1項の労働時間等に係る暫定措置に関する政令の改正等。91年5月号参照)がなされるとともに、建設業、木材・木製品製造業、トラック運送業、印刷産業についての「労働時間短縮指針」が示され、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(平成元年労働省告示第7号、91年10月31日改正告示第79号、平成3年11月27日付基発第672号)が改正され、92年1月1日から適用されています。また、今通常国会には、労働時間短縮促進法案が提出されています。

その他にも、勤労者財産形成促進法改正(91年10月1日施行)、中小企業労働力確保法の制定(91年8月1日施行。一部は4月1日施行)、地域雇用開発等促進法改正(同前)、育児休業法の制定(92年4月1日施行)、児童手当法改正(支給対象第1子から、支給期間3歳未満まで。91年6月1日施行。厚生省)、老人保健法改正(入院時の患者一部負担を1日400円から600円に等。92年4月1日施行。一部は1月1日施行。厚生省)。そして、今通常国会には、労働保険徴収法・雇用保険法改正案、介護労働者雇用管理改善法案、職業能力開発促進法改正案、障害者雇用促進法改正案、炭鉱離職者臨時措置法改正案(以上労働省提出)、医療法改正案、健康保険法改正案、看護人材確保法案、廃棄物処理法改正案等(以上厚生

省提出)、及びパート労働法案(野党共同提案、労働省)、アスベスト規制法案(社会党提案、厚生省)等が提出(又は予定)されています。

## ② 制度改善に向けた取り組み

全国安全センターとしては、以上のような動きについてとくに関係の深そうなものから、「安全センター情報」紙面で、情報提供・解説、問題点の提起等を行ってきました。

また、この間、連合の「過労問題プロジェクト報告」、「労災認定の改善に関する意見」等や全国過労死を考える家族の会・過労死弁護団全国連絡会議の「過労死関係法規・認定基準改正案」などが出されています。これらの紹介を積極的に行ってきたものの、制度の改善に向けた議論を大きく呼び起こすという面では十分取り組めていません。

とくに、「快適職場」の形成促進をめざした労働安全衛生法の改正については、その積極性を認めるにしろ、私たちが促進してきた「自主対応型の労働安全衛生」の立場から、下記のような問題点の指摘できると思います。

### イ 労働者の参加(機能付与 ENABLING)という発想の欠如

改正のもととなった「快適職場のあり方に関する懇談会報告書」(91年11月)でも、労働者の参加の必要性がふれられてるにもかかわらず、「事業主は…するように努めなければならない」「事業主に…援助する」という内容だけにとどまっています。国会審議の中で指針の中で労働組合・労働者の意見を聞くことを盛り込むという答弁がなされましたが、これは、現行労働安全衛生法の基本的弱点です。

### ロ 「労働大臣が画一的に定める基準」に該当するかどうか「快適職場」であるかどうかの「唯一の基準」となって一人歩きしないかという危惧

懇談会報告書でも「個人差への配慮」が指摘され、「『快適職場』の姿は、社会経済状況や人々の意識変化、技術の進歩等によって異なったものとなっていくものであり、絶えず見直しも必要」とされていますが、「労働大臣が定める基準」は固定化され、なかなか変更されないおそれも大きいと言えます。そして何よりも、職場のことを最もよく知っている労働者自身が参加し、「快適職場」の「内容」や「優先順位」も労働者自身が評価するというだけでなければ、快適職場の実現とたえざる改善・向上はあり得ないと考えからず。

### ハ 快適職場推進センターと位置付けられる中央労働災害防止協会等の運営の「民主化」の必要

現在は、労働者・労働組合の代表は運営に参加できておらず、91年3月に発足した地方公務員安全衛生推進協会に公務員関係労働組合の代表が参加しているのと対照的です。また、やたらと新たな専門資格を創設したり(その養成や資格認定が新たなビジネスを創出)、事業者や「専門機関(労働組合が参加していない団体か民間営利団体)」にだけカネをばらまくという行き方は修正されるべきです。

## ③ アスベスト規制法案の国会提出

1990年4月にアスベスト規制法制定をめざす会が結成されてから3年目、現在、自治労、日教組、全建総連、全港湾、全造船、日本消費者連盟、アスベスト根絶ネットワーク、全国じん肺弁護団連絡会議、労働者住民医療機関連絡会議、全国安全センターなど約300団体が参加しています(87年11月に総評の呼びかけで結成された石綿対策全国連絡会議が母体)。これまで、①規制法案の作成、②規制法を求める国会請願署名63万名分の提出(昨年3月第120通常国会に)、③日本石綿協会や石綿製品のユー

ザー団体等に対する申し入れ、話し合い、④地方自治体議会での規制法制定を求める意見書採択の取り組み、⑤関係行政機関との話し合い、等の活動を積極的に展開してきました。

めざす会が全面的に協力して、日本社会党としての「石綿製品の規制等に関する法律案」ができあがりました。規制法案は、石綿製品の製造等について保健衛生上の見地から必要な規制等を行うこととし(厚生省所管)、公布の日から1年以内に石綿製品の製造、輸入、販売等が禁止される。例外とされるのは次の3条件をすべて満たしている石綿製品だけ。①使用されている石綿がクリソタイルのみであること。②耐圧性、耐熱性または耐腐食性が要求されることにより特に石綿が使用されている石綿製品であって、石綿以外のものによって代替することが著しく困難である石綿製品として政令で定めるものであること。③厚生大臣が保健衛生上の見地から定める石綿の発散防止基準に適合するものであること。また、厚生省に石綿健康被害防止対策審議会を設置し、政令の制定または改廃、石綿による健康被害を防止するための措置に関する指針の策定について審議することとしています。

日本社会党では、日本石綿協会から意見を聞くとともに、他の政党に呼びかけて5月中にも法案を国会に提出する予定です。アスベスト規制法制定をめざした取り組みはいよいよヤマ場を迎えています。

### 3 情報・出版

全国安全センター機関紙「安全センター情報」は、3か月に一度の編集会議もようやく軌道に乗り、92年4月号からは表紙デザインも一新しました。現在のところ、連載企画は一本だけですが、92年9月号から「ILOマニュアルの活用」ということで、補助教材編、実践レポート編を掲載し、さいわい好評を得ています。連載企画、各地からの便りを充実させたいところです。

また、91年末に「全国安全センター報道資料91年版① 外国人労働者の労災・医療」(ビデオ、120分)、92年4月には、全国安全センター編「外国人労働者の労災白書92年版」(海風書房、1030円)を出版しました。これらのほか、ILO「安全、衛生、作業環境トレーニングマニュアル」をはじめとした関係書籍・資料の紹介、斡旋に努めています。全国安全センターを紹介するリーフレットも作成しましたので、大いに活用してください。

しかし、「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成とパソコンネット「JOSHRC-NET」の整備には着手できませんでした。

### 4 教育・研究

#### ① 第2回労働安全衛生学校の開催

92年2月9日から11日の2泊3日、東京のよみうりランド会館で第2回労働安全衛生学校を開催しました。定員50名で、東京の労働組合の実務担当者及び北海道、東京東部、三多摩、神奈川、新潟、関西、尼崎、高知、大分の各地域センターのスタッフ等が参加しました。今回は、メイン・テーマの「職場改善トレーニング」を自主対応型、参加型で徹底的に追及する内容で企画しました。学校全体の言わばヨコ糸として、職場改善を行っていくために少なくとも必要な視点・切り口について、人間工学、温熱・換気、騒音・照明、休息条件の4テーマを取り上げ、タテ糸として、あるボタン製造の零細工場をとりあげて、各段階で具体的な職場改善トレーニングを試みたものです(92年4月号参照)。

今回のテーマの設定やスケジュール、運営方法等については、講師陣の全面的な協力を得て、各地

域センターや労働組合等で実現可能な言わばモデルコースを占めそうという意欲的な企図をもったものであり、経験を活用していただくよう期待します。

## ② その他

自主対応型・参加型の講座では、引き続き、自治体労働安全衛生研究会の行う労働安全衛生講座に各地域センターのスタッフが協力しました(91年5月北海道、11月横浜)。自治労では、「職場改善トレーニング」テキストにそった141点のスライド・セットや「職場の改善対策事例集」の第1点目として「学校給食職場編」が発行されるなど教材面でも充実が進み、大阪、長野、山形、新潟、千葉の各県本部や札幌市職などで同様の趣旨の講座が開かれるなど、私たちとしても参考にすべきところがたくさんあります。また、91年11月には、全港湾の労働安全衛生講座が自主対応型・参加型で行われ、新潟県安全衛生センターのスタッフも参加しました。同様の講座を開きたいという相談は増えてきていますが、まだまだ実践例は多いとはいえません。

その他、労働者住民医療機関連絡会議主催の「MSW(病院ケースワーカー)労災職業病講座」に協力したほか、全国安全センター事務局への講師依頼等も増えています。

各地域安全センターでも、工夫を凝らした講座や学習会が各々に行われており、その紹介や経験交流を進めたいと考えます。

## 5 相談・個別課題

### ① アスベスト

91年7月2日に、全国ネットワークを生かした初めての取り組みとして、全国12都府県14か所で全国一斉「アスベスト・職業がん110番」を開設しました。予想をはるかに上回る325件もの相談が寄せられ、うち131件が職業ばく露による健康被害の相談でした。アスベストによる肺がん・悪性中皮腫は、実際に労災申請にたどり着くのは過労死の場合よりも難しいという状況がありますが、110番以前から相談にのっていたケースも含め91年度に4件の業務上認定事例と数件の申請(準備)中の事例があります。相談をきっかけにじん肺管理区分の申請を行い、今後の健康管理を関係医療機関で行っていくことになったケースもかなりあります。

また、日本エタニットパイプ鳥栖工場の元労働者に対するじん肺・アスベスト検診が九州の地域センター、医療機関等の協力で実現、自治労大阪府本部が取り組んだアスベスト水道管作業者の調査に関西労働者安全センターが協力しています。

一方、前述のとおりアスベスト規制法案がいよいよ国会に提出されるという情勢を受けて、これを側面援護するためにも、92年4月28日に第2回目の「アスベスト・職業がん110番」も開設しました。今回は11都府県14か所、相談件数は181件でしたが、深刻なものが多く、継続して相談にのっています。

### ② 振動病

90年10月29日付基発第664号通達による「振動障害に係る保険給付の適正化」の見直しによる、主治医の意見尊重の再確認や症状固定認定手続きの一部変更(「経過観察」の導入等)以後、この通達の実施をめぐって、各地で労働基準監督署や労働基準局との交渉等が積み重ねられてきました。

90年度中にも全国で848名が治めとされ、90年度末の労災保険による振動病認定患者の累計は11,68

3名となっています。一方で、全林野が6地裁で係争中だった振動病訴訟の国との自主解決による取り下げ、92年1月には、林野庁が委嘱した林業労働障害対策委員会が「症状不変の振動障害認定者の取扱いについて」が出されるなど、国有林関係での動きもあり、今後とも不当な打ち切りを許さないよう監視と行動が必要です。

### ③ じん肺

振動病と並ぶ職業病の2大双璧ともいえるじん肺に対しても、今後同様の攻撃がかかけられることが予想されます。すでに、管理4の認定が厳しくなったり(一次検査で「著しい肺機能障害」の基準に該当していても二次検査を強いるなど)、続発性気管支炎などでも同様の認定や打ち切りの問題が出ています。一方で、じん肺合併肺がん、有機じん肺、余病死の労災認定や退職後の健康管理の問題など制度改善を図るべき問題も山積みしています。この間、各地の安全センター等でじん肺の掘り起こしや被災者の組織化、じん肺裁判などの取り組みが積み重ねられてきたことを踏まえ、こちら側から先駆けて問題を提起していくためにも、全国安全センターと労働者住民医療機関連絡会議の共同で「じん肺プロジェクト」を発足させました。91年7月に第1回(横浜)―各地の状況を確認―、11月に第2回(大分)―メインテーマは「じん肺と肺がん」―を開催、92年5月に第3回(高知)―同じく「続発性気管支炎」―を行いました。

### ④ 過労死・精神疾患

過労死―脳・心臓疾患の労災認定はあいかわらず狭き門ですが、東京東部労災職業病センターが応援したインテリアデザイナーの脳出血が、91年4月に東京・池袋労働基準監督署で労災認定されたケース(91年7・8月号参照)をはじめ、労災認定を勝ち取るための努力が重ねられています。自殺の事例でも旭川市(91年9月、地方公務員災害補償基金北海道支部審査会)と飯田市(92年2月、同長野県支部)の教師の事例について労災認定されています。行政訴訟や民事損害賠償請求の取り組みも進められています(91年10月号も参照)。

認定基準や認定手続上の問題点については、連合や過労死弁護団・家族の会の改正案も出されており、大分での審査請求段階で参与到医師意見書の内容が伏せられていたという問題もマスコミで報じられました(92年3月19日付朝日新聞夕刊、91年2月号参照)。認定基準や認定手続の見直しを迫ると同時に、予防のための議論と問題提起がますます重要になってきています(連合の「過労問題プロジェクト報告」―92年4月号―等参照)。

### ⑤ 指曲がり症

自治労の「指曲がり症」労災認定の取り組みは、現在までに全国で179名の給食調理員が労災申請を行い、各地の安全センターでもこれに協力しています。地方公務員災害補償基金本部が中央労働災害防止協会に委託した勤務実態調査は、ようやく92年3月にまとまりました。基金では、さらに「相談医」を選任し、今秋にも個別認定に入りたいなどとしています。迅速かつ公正な認定を迫っていく必要があります。

さらに、広島などですでに労災申請が行われている民間労働者の「指曲がり症」の掘り起こしを進め、自治労が給食調理現場で並行して取り組んでいる職場改善やパラフィン浴等の措置も普及させていきたいと思えます。

## ⑥ 腰痛・頸肩腕障害

東京の立川市図書館労働者9名の頸肩腕障害労災認定(91年9月、地方公務員災害補償基金東京都支部。92年2月号参照)、福岡市学校給食公社調理員の非災害性腰痛の業務上判決(91年11月、福岡地裁)、広島市のデパート内精肉売場労働者の腰痛下肢障害の労災認定(91年12月、広島労基署。92年3月号参照)、社内清掃業務に出向させられた国労組合員の椎間板ヘルニアの労災認定(92年3月、東京・品川労基署。92年5月号参照)などが報告されていますが、ひとことと比べて腰痛・頸肩腕障害の労災認定が減ってきていることは事実です。一方で、仕事中の明らかなギックリ腰でさえ、「通常と異なる動作はなかった」という理由で認められない事例が目立っています。現状にあった頸肩腕障害の診断表を求める声もあり、現状の把握、掘り起こしと予防一改善事例の集積が求められています。

## ⑦ 外国人労働者

91年3月にはじめての「外国人労働者の労災白書」をまとめ、外国人労働者の救援に取り組む団体から全国安全センターに労災の取り組みについての相談が寄せられるようになってきています。92年4月には、「外国人労働者の労災白書'92年版」をまとめました(92年5月号)。首都圏の団体が扱った事例の他、91年9月に関西で行われた外国人労働者労災相談(91年11月号)等の事例を加え129例。事業主が進んで労災手続をとっていたのは15件だけ(去年は42件中2件)、救援団体がサポートして手続をとらせたものを含めて67件(同19件)にとどまりました。6割が就労開始から3か月以内に被災していることも明らかになりました。これは、安全教育・安全対策の不備・欠如が外国人労働者の労災事故の原因であることを端的に示していると言えます。また、今回の白書では、とくに、「労災隠し」と「外国人労働者の生命の値段(損害賠償の算定基準)」の問題を取り上げています。

## ⑧ 出稼労働者

横浜の港町診療所が88年に出稼先での検診をはじめ、神奈川県全域から、東京の医療機関も加わって検診対象地域が広がり、91年には紀和病院(和歌山県)から横井医師が公立横手病院(秋田県)に赴任されて出稼元と出稼先を結ぶ医療ネットワークが広がろうとしている中で、91年4月から、神奈川労災職業病センターを中心に労働者住民医療機関連絡会議と協力して「出稼プロジェクト」を発足させています。11月には、「シンポジウム・出稼ぎ者の医療を考える」も開催され(横浜)、91年度の検診は、東京・神奈川の13事業所2集会・262名、協力した医師は10名にのぼりました。92年10月に開催される農村医学会(秋田市)でこの結果を発表し、さらにネットワークを広げていきます。

## ⑨ シルバー人材センター

シルバー人材センターから民間の人材派遣会社に派遣され、そこからさらに警備員として派遣された先の大阪府豊中市立体育館で、その労働者が落下・死亡するという事故(91年1月)が起きました(92年1月号参照)。この事件をきっかけに、シルバー人材センターの「高齢労働者」の派遣先での死亡事故が急増していること、労災保険の適用対象とされてないことがクローズアップされてきました。この方の件については、関西労働者安全センターも協力して労災申請に取り組みましたが、淀川労働基準監督署は不支給決定(92年3月)、不服審査請求を行っています。現在、全国中小企業団体連合会などでもシルバー人材センター労働者への労災適用を求める取り組みを始めています。

## ⑩ 鍼灸裁判

92年4月、大阪地裁は、労災保険による鍼灸治療の一時的期間制限を指示した昭和57年5月31日付基発第375号通達に基づく鍼灸治療費の打ち切りの撤回を求めた鈴木真規子さんの訴えを棄却しました。375通達自体も、また、鈴木さんに対する打ち切り処分をも正当化した不当な判決です。90年12月に勝訴判決をとった三和銀行・中出さんの控訴審も近々結審(東京高裁)、神奈川リハビリ労組松橋・近石さんの裁判も年内には結審する見込みであり(横浜地裁)、大阪地裁判決を覆し、375通達を撤廃するために取り組みを強化していく必要があります。

#### ⑩ 重大災害・死亡災害

政府の統計によっても、死亡災害、一時に3人以上の死傷者を伴う重大災害は、1985年頃からそれまでの減少傾向から反転、増加に向かう気配さえ見せています。主だったものだけでも、91年3月一広島市新交通システム橋梁工事事故(死亡15名、負傷9名)、6月一ライオン千葉工場におけるメタノール精留塔爆発事故(死亡2名、負傷10名)、9月一埼玉県草加市槐戸(さいかちど)橋架換工事における土砂崩壊事故(死亡2名、負傷2名)、同月一千葉県松戸市の隧道水没事故(死亡7名)、12月一不二製油阪南工場における抽出機爆発事故(死亡8名)、92年2月一神奈川県綾瀬市の海上自衛隊厚木工場内体育館建築現場における崩落事故(死亡7名、負傷13名)、などが起きています。これらの問題については、安全センター情報での紹介も含めて十分対処できていません。各地域センターと協力して、職業病の問題だけでなく安全問題への取り組みを強化していきたいと思えます。

#### 6 国際交流

90年10月に香港で行われた「第2回アジア地域労働安全衛生ワークショップ」で芽生えたアジア地域のNGOとの連帯の輪を継続・発展させていくための第一歩として、季刊の英文ニューズレター「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」の発行を決めましたが、91年4月の第1号発行の次が92年5月の第2号発行と、予定が遅れてしまいました。

しかし、原田議長をはじめ関係スタッフレベルでの国際交流は発展しており、イギリスのSHEFFIELD TRADE UNION SAFETY COMMITTEE発行の「WORKERS' HEALTH INTERNATIONAL NEWSLETTER」をはじめとした媒体で全国安全センターの活動が紹介されたり、外国からの事務局への来訪や通信も確実に増えています。

ILOの小木和孝氏(現労働条件環境局長)の御協力により、各国の労働災害障害補償関連の資料なども届いており、労住医連と協力して翻訳・研究を進めていくことにしています。

#### 7 組織・財政

##### ① 組織

運営委員会は、地域センター会員のみ体制から拡充されましたが、今年度1回の開催(91年10月6日)にとどまりました。事務局会議は、原則として月2回体制が定着し、20回開催しています。また、「安全センター情報」編集会議は、91年6月6日、9月14日、12月14日の3回開催しました。

事務局長プラス全国安全センターと労住医連兼務の事務局という体制から、91年7月から後者が労住医連の事務局に専念することになり、全国安全センター本部としては事務局長専従一人だけの体制になっており、組織体制の強化が必要になっています。

## ② 財政

1991年度の収支決算案は、別掲のとおりですが、2年目にして1,000万円をこえる財政規模となっています。しかし、日常経費のやりくりだけで余裕がなく、言わば「基金」的な財源を確保する必要がありますが出てきています。

賛助会員・購読会員は、前年度末の173人・団体497口から281人・団体698口へと純増で108人・団体201口の拡大となりました。第2回総会方針では、賛助会員・購読会員合わせて400人という大幅拡大をめざしましたが実現にいたりませんでした。

# 1991年度収支決算案

(1991年4月1日から1992年3月31日まで)

## 1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増 減	予算額	増 減
地域センター会費	1,320,000	1,180,000	140,000	1,300,000	20,000
賛助会員会費	6,074,000	4,666,500	1,769,000	7,200,000	△764,500
購読会員会費	361,500				
寄付金収入	574,108	195,000	379,108	300,000	274,108
安全学校参加費等	1,085,000	869,000	216,000	900,000	185,000
資料等頒布収入	387,900	0	387,900	500,000	△112,100
雑収入	1,015,751	915,796	99,955	200,000	815,751
前期繰越金	458,937	0	458,937	458,937	0
合 計	11,277,196	7,826,296	3,450,900	10,858,937	418,259

## 2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度 決算額	増 減	予算額	増 減
人件費	2,851,760	2,825,696	26,064	4,000,000	△1,148,240
事務局長	(2,546,254)	(2,194,140)	( 352,114)		
事 務 員	( 305,506)	( 631,556)	(△326,050)		
活動費	1,071,926	373,488	698,438	700,000	371,926
安全学校運営費	1,086,058	729,594	356,464	1,000,000	86,058
機関紙等印刷費	2,654,558	975,836	1,678,722	1,500,000	1,154,558
機関紙印刷費	(2,212,800)	( 728,850)	(1,483,950)		
その他印刷費	( 441,758)	( 246,986)	( 194,772)		
通信運搬費	761,433	546,530	214,903	700,000	61,433
電話・FAX代	( 191,503)	( 138,064)	( 53,439)		
郵送料等	( 569,930)	( 408,466)	( 161,464)		
什器備品費	471,658	778,345	△306,687	300,000	171,658
図書資料費	450,493	225,340	225,153	300,000	150,493
消耗品費	302,407	241,176	61,231	300,000	2,407
会議費	497,417	444,042	53,375	400,000	97,417
頒布用資料費	443,016	0	443,016	800,000	△356,984
雑 費	187,061	227,312	△40,251	300,000	△112,939
予備費	0	0	0	558,937	△558,937
小 計	10,777,787	7,367,359	3,410,428	10,858,937	△81,150
次期繰越金	499,409	458,937	40,472		
合 計	11,277,196	7,826,296	3,450,900		

貸借対照表(1992年3月31日現在)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	153,376		20,269	
預金				
普通預金(東京労働金庫田町支店)	444,453		213,077	
郵便振替(東京貯金事務センター)	101,580		225,591	
資産合計		699,409		458,937

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金(関西労働者安全センター)	200,000		0	
負債合計		200,000		0
次期繰越金	499,409		458,937	
正味財産合計		499,409		458,937
負債及び正味財産合計		699,409		458,937

# 1992年度活動方針案

1992年10月で、労働安全衛生法が施行されてから20年になります。法令の改訂も相次ぎ、連合をはじめとした各方面からの安全衛生、労災補償に関する提案も出されています。全国安全センターは、歴史は浅いとはいえ、当初から「働く者の立場に立った制度・政策の確立」「自主対応型、参加型の労働安全衛生活動の推進」を掲げており、このような機会に大いに議論をまきおこすべきだと考えます。地域・現場に根づいた地域センターの活動を中心としたネットワークだからこそできる議論と共同の取り組みを推進していくべきです。

ILO・WHOが提唱する「労働(作業)関連疾患(WORK RELATED DISEASE)」をめぐるても、連合の「過労問題プロジェクト報告」でもとりあげられ、秋にはオーストリアのリンツでILOがシンポジウムを開催することになっており、議論が活発化していくことが予想されます。ILO・WHO自身が何よりも「予防のための概念」として提起していることを踏まえ、その評価や発展させていく道を追及していく必要があると考えます。

また、圧倒的な経済格差の中で外国人労働者の流入が増大し、労災事件だけでなく、医療や福祉をめぐる問題も切実になっています。一方で、地球規模の環境問題が議論される中で、日系企業の海外活動に伴う環境問題、労働者の労働安全衛生問題があらためて問い直される必要があります。言わば、内からも外からも日本の国際化が問われているわけで、私たちも無関心でいるわけにはいきません。国内の外国人労働者問題への取り組みと同時に、海外のNGOとの交流を積極的に進めていきます。

取り組むべき課題は数々ありますが、1992年度は、以下の点を重点課題とします。

## ① 自主対応型の労働安全衛生活動普及のための教材等の整備

全国安全センターの第2回労働安全衛生学校の経験をまとめて、講座の企画・運営に役立つパンフレットを作成するほか、各地域センターの協力を得て、民間職場での職場改善事例の集積(スライド、ビデオ等)を開始したいと思います。

日本とアジアでの実践をベースに、自主対応型の労働安全衛生活動の有効性を実践的、理論的に展開する出版計画が進められており、これに協力するとともに、普及します。

労働衛生研究会等と協力して、課題別のチェックリスト、パンフレットの発行を進めることとし、最初の企画として「顕微鏡作業改善のためのチェックポイント」(仮称)を発行します。

## ② 法・制度等改訂についての情報・資料収集、研究と改善に向けた取り組み

今国会に提出されている労働安全衛生法改正案に続いて、1993年4月からの週40時間労働制実現に向けた労働基準法の見直し(労働基準審議会においての作業だけでなく、労働大臣の私的諮問機関である労働基準法研究会では、労働契約法制を含めた見直しが行われています)、認定基準のあり方を含めた労災保険審議会の作業等が進められています。また、連合の「過労問題プロジェクト報告」もふれている「労働関連疾患」(WORK RELATED DISEASE)をめぐる議論やボパール事件(インド)に代表される産業重大化学災害予防のための新しいILO条約・勧告の審議がはじまることなどにも注目していく必要があります。様々な動きの情報・資料の収集・提供と同時に、出されてく

る問題に対する受身の対応に終わらずに、積極的な問題提起を行っていくよう研究、法・制度改善に向けた取り組みを強化します。

③ 英文ニューズレターの発行とアジア等のNGOとの交流促進

英文ニューズレター「WORKING ENVIRONMENT AND POLLUTION PROBLEMS」の季刊発行を早期に軌道に乗せるようにします。全国安全センターとして国際部(仮称)を設置し、アジア等のNGOとの具体的課題を通じた、または、継続的な交流を促進します。

労働者住民医療機関連絡会議と協力して、海外の労災障害補償制度についての資料の翻訳を行います。

④ 第3回労働安全衛生学校を宮崎県で開催

第3回労働安全衛生学校を1993年2月(予定)に、宮崎県で開催します。地元事務局団体は、旧松尾鉱山被害者の会。

⑤ アスベスト規制法制定の実現と健康被害の掘り起こしの継続

「石綿製品の規制等に関する法律案」の実現をめざし、アスベスト規制法制定をめざす会、石綿対策全国連絡会議とともに奮闘します。また、引き続き、アスベスト健康被害の掘り起こしを進めます。「アスベスト110番」については、地域・業種を絞った集中的な相談活動を検討します。

⑥ 各プロジェクト、個別課題についての地域センター間の連携の強化

「じん肺プロジェクト」「出稼ぎプロジェクト」を継続します。

アスベスト、外国人労働者、指曲がり症、シルバー人材センター、等々個別課題を通じて、各地域センター相互の連携、共同の取り組みを強化します。

⑦ 「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」の作成

各地域センタースタッフや実務家の役に立つ実践的な「労災(・医療・福祉)相談マニュアル」を作成します。前年度着手できませんでしたが、今年度中の完成をめざします。

⑧ 賛助会員・購読会員の400人達成

賛助会員・購読会員の拡大について、今年度400人を達成するよう推進します。事務局機能の強化のため、事務局長+α分の人件費を賄える体制を早期に作ること、及び、日常経費以外に一定の基金が積み立てられるよう財政基盤を整備したいと思います。

# 1992年度収支予算案

(1992年4月1日から1993年3月31日まで)

## 1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増 減	前年度 予算額	増 減
地域センター会費	1,300,000	1,320,000	△20,000	1,300,000	0
賛助会員会費	8,000,000	6,074,000	1,564,500	7,200,000	800,000
購読会員会費		361,500			
寄付金収入	1,000,000	574,108	425,892	300,000	700,000
安全学校参加費等	900,000	1,085,000	△185,000	900,000	0
資料等頒布収入	500,000	387,900	112,100	500,000	0
雑収入	600,000	1,015,751	△415,751	200,000	400,000
前期繰越金	499,409	458,937	40,472	458,937	40,472
合 計	12,799,409	11,277,196	1,522,213	10,858,937	1,940,472

## 2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度 決算額	増 減	前年度 予算額	増 減
人件費	4,000,000	2,851,760	1,148,240	4,000,000	0
活動費	1,300,000	1,071,926	228,074	700,000	600,000
安全学校運営費	1,000,000	1,086,058	△86,058	1,000,000	0
機関紙等印刷費	3,500,000	2,654,558	845,442	1,500,000	2,000,000
通信運搬費	700,000	761,433	△61,433	700,000	0
什器備品費	400,000	471,658	△71,658	300,000	100,000
図書資料費	400,000	450,493	△50,493	300,000	100,000
消耗品費	300,000	302,407	△2,407	300,000	0
会議費	400,000	497,417	△97,417	400,000	0
頒布用資料費	400,000	443,016	△43,016	800,000	△400,000
雑 費	200,000	187,061	12,939	300,000	△100,000
予備費	199,409	0	199,409	558,937	△359,528
合 計	12,799,409	10,777,787	2,021,622	10,858,937	1,940,472

# 1992年度役員体制案

議長	原田正純	(熊本大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
副議長	天明佳臣	(労働者住民医療機関連絡会議議長、医師)
	井上浩	(自治体労働安全衛生研究会副会長、元労働基準監督官)
	栗林賢一	(北海道医療生活協同組合常務理事)
	谷沿嘉瑞	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	松下学	(社団法人大分県勤労者安全衛生センター所長)
運営委員	西島正	(三多摩労災職業病センター事務局長、弁護士)
	西田隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石昭夫	(愛媛県労災職業病対策会議事務局長)
	原知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田裕	(尼崎労働者安全衛生センター事務局次長)
		( )
		( )
		( )
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田勝泰	(東京東部労災職業病センター事務局)
会計監査	平野敏夫	(東京東部労災職業病センター代表)
	小澤公義	(三多摩労災職業病センター事務局)
特別顧問	五島正規	(衆議院議員)
顧問	鈴木武夫	(元国立公衆衛生院院長)

# 規 約

## 第1章 総 則

第1条 このセンターは、全国労働安全衛生センター連絡会議(略称・全国安全センター)という。

第2条 このセンターは、事務所を東京都に置く。

第3条 このセンターは、地域安全(労災職業病)センター相互の交流・連携・共同の取り組みを通じて、労働災害・職業病の絶滅、労働安全衛生対策の充実及び被災労働者に対する十分な補償の実現をはかり、もって働く者の安全と健康、福祉の向上に寄与することを目的とする。

第4条 このセンターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 労災補償、安全衛生等に関する制度の改悪を許さず、働く者の立場に立った制度・政策の確立のための取り組み
- (2) 労働安全衛生活動の交流、相談
- (3) 地域安全(労災職業病)センター活動の拡大のための取り組み
- (4) 資料の収集と提供、機関紙等の発行
- (5) 労働安全衛生等に関する教育、研究
- (6) 内外の関係諸団体、医師、専門家等との協力、提携
- (7) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

第5条 このセンターの会員は、次の3種とする。

(1) 地域センター会員 このセンターの目的に賛同して入会した地域安全(労災職業病)センター又はこれに準じた団体

(2) 賛助会員 このセンターの目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した者

(3) 名誉会員 このセンターに功労があった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

第6条 地域センター会員及び賛助会員になろうとする者は、入会申込書を議長に提出し、運営委員会の承認を得なければならない。

第7条 地域センター会員及び賛助会員は、総会において別に定めるところにより会費を納入しなければならない。

第8条 会員は、次の一に該当したときその資格を失う。

(1) 会員自ら退会を申し出たとき。

(2) 会員が死亡し、又は解散したときは、退会したものとみなす。

(3) 地域センター会員及び賛助会員で、理由なく会費を1年以上納入しないとき。

(4) その他総会の議決で会員として適当でないと決定したとき。

第9条 既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

## 第3章 役 員

第10条 このセンターに次の役員を置く。

(1) 議長 1名

(2) 副議長 若干名

- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 運営委員 若干名
- (6) 監事 2名

第11条 議長は、このセンターを代表し、会務を統括する。

副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、これを代行する。

事務局長は、常時会務を処置する。

運営委員は、運営委員会を構成し、会務の執行を決定する。

監事は、このセンターの経理を監査する。

第12条 役員は、総会において会員のうちから選任する。役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

第13条 議長は、運営委員会の議を経て、顧問を委嘱することができる。顧問は、会務に關し、運営委員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。

第14条 このセンターの事務を処理するために、事務局長及び事務局次長その他の事務局員からなる事務局を置く。その他事務局員は、運営委員会の議を経て、議長が任免する。

第15条 議長は、運営委員会の議を経て、専門委員会や特別調査会等の機関を設けることができる。

#### 第4章 総会及び運営委員会

第16条 総会は、会員をもって構成する。

総会は、通常総会及び臨時総会とし、議長が召集する。

通常総会は、毎年1回開催し、活動方針及び予算の決定、役員の選出、活動報告及び決算の承認その他このセンターの運営に關し重要な事項を議決する。

臨時総会は、議長が必要と認めたととき又は総会員の3分の1以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条 総会は、会員の過半数の出席をもって成立する。総会の議事は、出席会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

総会に出席することのできない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、総会の成立及び議決については、出席者とみなす。

第18条 運営委員会は、議長、副議長、事務局長、事務局次長及び運営委員をもって構成する。

運営委員会は、総会の議決した事項の執行に關すること、総会に付議すべき事項、その他総会の議決を要しない会務の執行に關する事項について議決する。

運営委員会は、議長が召集し、その運営は総会に準ずる。

#### 第5章 会 計

第19条 このセンターの経費は、会費、寄付金、事業収入、及びその他の収入によってまかなう。

第20条 このセンターの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第21条 このセンターの決算は、総会の承認を得なければならない。

#### 附 則

第22条 この規約の改廃は、総会の議を経なければならない。

第23条 この規約は1990年5月12日より実施する。

## 会費規定

全国労働安全衛生センター連絡会議は、規約第7条の規定のに基づき、会員の会費に関する規定を次のとおり定める。

第1条 地域センター会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第2条 賛助会員の会費は、年額1口1万円で1口以上とする。

第3条 地域センター会員会費及び賛助会員会費には、機関紙の購読料が含まれるものとする。

附 則 この会費規定は1990年5月12日より実施する。

1991年6月2日一部改正。

## 購読会費規定

第1条 全国労働安全衛生センター連絡会議の機関紙「安全センター情報」の購読会費を次のとおりとする。

1部	年額10,000円(送料込み)	6部	年額45,000円(送料込み)
2部	年額19,000円(送料込み)	7部	年額49,000円(送料込み)
3部	年額27,000円(送料込み)	8部	年額52,000円(送料込み)
4部	年額34,000円(送料込み)	9部	年額54,000円(送料込み)
5部	年額40,000円(送料込み)	10部以上	1部につき年額6,000円(同上)

第2条 購読会員は、規約第5条の会員には含まれない。

附 則 この会費規定は1991年6月2日より実施する。

# 全国労働安全衛生センター連絡会議

108 東京都港区三田3-1-3 M・Kビル3階

TEL (03)5232-0182 / FAX (03)5232-0183

北海道●社団法人北海道労働災害・職業病研究対策センター

004 札幌市豊平区北野1条1丁目6-30 医療生協内 TEL(011)883-0330/FAX(011)883-7261

東京●東京東部労災職業病センター

136 江東区亀戸1-33-7 TEL(03)3683-9765/FAX(03)3683-9766

東京●三多摩労災職業病センター

185 国分寺市南町2-6-7 丸山会館2-5 TEL(0423)24-1024/FAX(0423)24-1024

神奈川●社団法人神奈川労災職業病センター

230 横浜市鶴見区豊岡町20-9 サンコーポ豊岡505 TEL(045)573-4289/FAX(045)575-1948

新潟●財団法人新潟県安全衛生センター

951 新潟市古町通4番町643 古町ツインタワーハイツ2F TEL(025)228-2127/FAX(025)222-3738

静岡●清水地区労働安全センター

424 清水市小芝町2-8 清水地区労気付 TEL(0543)66-6888/FAX(0543)66-6889

京都●労災福祉センター

601 京都市南区西九条島町3 TEL(075)691-9981/FAX(075)672-6467

大阪●関西労働者安全センター

550 大阪市西区新町2-19-20 西長堀ビル4階 TEL(06)538-0148/FAX(06)541-2712

兵庫●尼崎労働者安全衛生センター

660 尼崎市長洲本通1-16-7 阪神医療生協気付 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-8247

兵庫●関西労災職業病研究会

660 尼崎市長洲本通1-16-7 医療生協長洲支部 TEL(06)488-3855/FAX(06)488-8247

広島●広島県労働安全衛生センター

732 広島市南区稲荷町5-4 前田ビル TEL(082)264-4110/FAX(082)264-4110

愛媛●愛媛労働災害職業病対策会議

792 新居浜市新田町1-9-9 TEL(0897)34-0209/FAX(0897)37-1467

高知●財団法人高知県労働安全衛生センター

780 高知市薊野イワ井田1275-1 TEL(0888)45-3953/FAX(0888)45-3928

熊本●熊本県労働安全衛生センター

862 熊本市九品寺1-17-9 労働会館内 TEL(096)364-6128/FAX(096)364-7243

大分●社団法人大分県勤労者安全衛生センター

870 大分市寿町1-3 労働福祉会館内 TEL(0975)37-7991/FAX(0975)38-1669

宮崎●旧松尾鉦山被害者の会

883 日向市財光寺283-211 長江団地1-14 TEL(0982)53-9400/FAX(0982)53-3404

自治体●自治体労働安全衛生研究会

102 千代田区六番町1 自治労会館3階 TEL(03)3239-9470/FAX(03)5210-7423

(オブザーバー)

福島●福島県労働安全衛生センター

960 福島市船場町1-5 TEL(0245)23-3586/FAX(0245)23-3587

山口●山口県安全センター

754 吉敷郡小郡町明治東 小郡労働会館内 TEL(08397)2-3373